

景気対応緊急保証制度

■ 概要

- 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定(業種分類を大括り)
- 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加(36兆円)

■ 対象

- 指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)(※)などについて市区町村長の認定
(※) 企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入

■ 内容

- 保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)
※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- 信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
- 保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率は0.8%以下

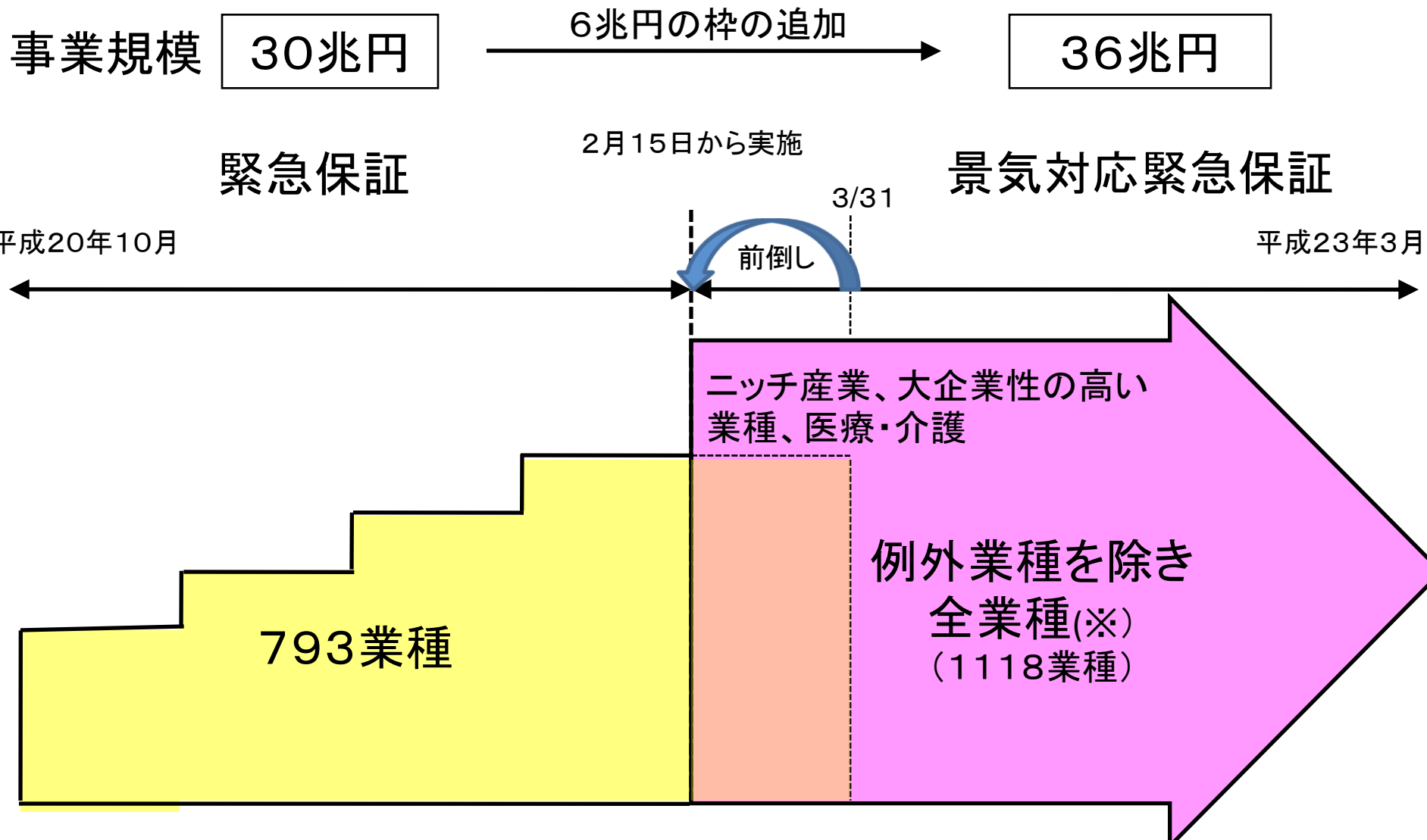
■ 保証・融資審査について

- 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。

例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

- 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

景気対応緊急保証の創設



(※) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等を除き、原則として全ての業種を対象

〈原則として、全業種の中小企業が利用可能な、使い勝手を高めた保証〉

○業種指定

- 現行の一般保証でも対象としていない例外業種(※1)を除き、全業種を対象(これにより平成10年の特別保証と同じ「間口(※2)」を確保)
 - (※1) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等
 - (※2) 現行の緊急保証の対象業種793から対象範囲が1118業種に拡大
- 業種の指定に用いる「分類」を大括り化(細分類(1269)から中分類(97(※))へ)
 - (※) うち、今回82分類を指定

○企業認定

- 業種指定分類の大括り化により、市区町村での企業認定手続きを簡易にし、スピードを速める
- 売上比較を前年比減少基準に加え、2年前基準を追加(業況低迷の長期化を考慮)

○保証によるリスク低減に応じた金利引き下げ要請(中小企業の負担を軽減)